

II 保育施設運営に伴い必要となる手続等

1 届出

■ 届出が必要となる施設

児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（神奈川県では私設保育施設と総称しています）のうち、一定の条件を満たすものは届出が必要です（公立施設も含む）。

幼児教育等を目的としている施設においても、乳幼児が保育されている実態※がある場合は、保育所と同様の業務を目的としている施設として届出対象施設となります。

※ 就学前の児童を対象として、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上、施設で親と離れて保育することを常態としている場合は保育されている実態があるとみなします。

施設の種類	内容	届出対象施設	届出対象外施設
その他の保育施設	下記のどの施設にも該当しない保育施設		
夜型保育施設	夜間保育（保育時間が20時を超えるもの）、宿泊を伴う保育のいずれかを行っている施設	すべての施設	—
事業所内保育施設	企業や病院などにおいて従業員などの乳幼児のみを対象とした施設（院内保育施設・企業内保育施設・企業主導型保育施設）	すべての施設	—
幼稚園併設施設	幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設	幼稚園の在園児と区分された専用のスペースで専従の職員により保育を実施している施設	幼稚園の在園児と同じ部屋で預かり等を実施している施設
居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）	乳幼児の居宅において、保育を行う事業	すべての事業	—
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした一時預かり施設	デパート、自動車教習所、歯科診療所等に付設された施設	顧客の乳幼児以外を預かる施設	顧客の乳幼児のみを預かる施設
臨時に設置された施設	イベントの開催時などに臨時に設置された施設	半年を超えて設置される施設	半年を限度に設置される施設
親族間の預かり合い	設置者の4親等以内の親族が対象の施設	親族の乳幼児以外を預かる施設	親族の乳幼児のみを預かる施設